明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五五）　一
○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八二）　二
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務四六二）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二四四五）　三
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業二四九）　五
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境八七～九九）　五
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（特許庁一九）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通一二七三、一二七四）　六
○船舶安全法第六条ノ三の規定に基づき整備規程を認可した件（同一二七五、一二七六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三九八、三九九）　六
○都市計画に関する件（同四〇〇）　六
○大和川水系大和川に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局二一二）　六
〔国会事項〕
法務省　六
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
労　働　七
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示四、岐阜同二、島根同二、沖縄同七）　七
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所　八
意思表示の公示送達、相続、失踪、破産、免責、会社更生、再生関係　八
会社その他　八

省　令

○厚生労働省令第百五十五号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十七条及び第四十八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十二日

厚生労働大臣　三井　辨雄

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第二号中「氏名」の下に「及び住所」を加える。

第百二条第一項中「及び生年月日」を「、生年月日及び住所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○経済産業省令第八十二号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）を実施するため、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「当該第一種指定物質」の下に「が令別表二の項の第三欄に掲げる物質である場合には当該物質をその重量の十パーセント（当該物質が第十六条第一項第一号又は第二号に定める数量の十倍を超える場合には一パーセントとする。）を超えて含有する物とし、令別表二の項の第四欄に掲げる物質である場合には当該物質」を加える。

第二十一条第一項中「当該指定物質」の下に「が令別表二の項の第三欄に掲げる物質である場合には当該物質をその重量の一パーセントを超えて含有する物とし、令別表二の項の第四欄に掲げる物質である場合には当該物質」を加える。